8　第一項第五号に規定する不動産関連法人とは、その有する資産の価額の総額のうちに次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人をいう。

一　国内にある土地等（土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物をいう。以下この項において同じ。）

二　その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上である法人の株式

三　前号又は次号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前号、この号及び次号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前号に掲げる株式に該当するものを除く。）

四　前号に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうちに国内にある土地等並びに前二号及びこの号に掲げる株式の価額の合計額の占める割合が百分の五十以上であるものに限る。）の株式（前二号に掲げる株式に該当するものを除く。）

9　第一項第五号に規定する株式の譲渡は、次に掲げる株式（投資口を含む。以下この項において同じ。）又は出資の譲渡に限るものとする。

一　譲渡年の前年の十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において、その株式又は出資（金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして財務省令で定めるものに限る。次号において「上場株式等」という。）に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人にあつては、発行済みの投資口）又は出資（当該不動産関連法人が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

二　基準日において、その株式又は出資（上場株式等を除く。）に係る第一項第五号の不動産関連法人の特殊関係株主等が当該不動産関連法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の二を超える数又は金額の株式又は出資（当該特殊関係株主等が次項第三号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限る。）を有し、かつ、その株式又は出資の譲渡をした者が当該特殊関係株主等である場合の当該譲渡

10　前項に規定する特殊関係株主等とは、次に掲げる者をいう。

一　第一項第五号の不動産関連法人の一の株主等

二　前号の一の株主等と法人税法施行令第四条に規定する特殊の関係その他これに準ずる関係のある者

三　第一号の一の株主等が締結している組合契約（次に掲げるものを含む。）に係る組合財産である第一項第五号の不動産関連法人の株式につき、その株主等に該当することとなる者（前二号に掲げる者を除く。）

イ　当該一の株主等が締結している組合契約による組合（これに類するものを含む。以下この項において同じ。）が締結している組合契約

ロ　イ又はハに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

ハ　ロに掲げる組合契約による組合が締結している組合契約

第二百八十一条の二の見出し中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同条第一項中「第百六十一条第一項第四号」に改め、同項第一号中「（平成十年法律第九十号）」を削り、同項第二号中「（平成十七年法律第四十号）」を削り、同項第三号イ中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条第二項中「第百六十一条第一項第四号」に改め、「国内において」を削り、「行う」を「恒久的施設を通じて行う」に、「同条第一号の三から第十二号まで」を「同条第一項第五号から第十六号まで」に改める。

第二百八十一条の三中「第百六十一条第一号の三」を「第百六十一条第一項第五号」に改める。

第二百八十二条中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、同条第三号中「行なう」を「行う」に、「附随して行なわれる」を「付随して行われる」に、「第百六十四条第一項第二号（非居住者に対する課税の方法）又は法人税法第百四十一条第二号（外国法人に係る法人税の課税標準）」を「第二条第一項第八号の四ロ（定義）」に、「すえ付け」を「据付け」に改める。

第二百八十二条の二を削る。

第二百八十三条第一項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第百六十一条第六号」を「第百六十一条第一項第十号」に改め、同項を同条第四項とする。

第二百八十四条第一項中「第百六十一条第七号ハ」を「第百六十一条第一項第十一号ハ（国内源泉所得）」に、「車両、運搬具」を「車両及び運搬具」に、「、器具及び備品」を「並びに器具及び備品」に改め、同条第二項中「第百六十一条第七号」を「第百六十一条第一項第十一号」に改める。

第二百八十五条第一項中「第百六十一条第八号イ」を「第百六十一条第一項第十二号イ」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第二項中「第百六十一条第八号ロ」を「第百六十一条第一項第十二号ロ」に改め、同条第三項中「第百六十一条第八号ハ」を「第百六十一条第一項第十二号ハ」に改める。

第二百八十六条中「第百六十一条第九号」を「第百六十一条第一項第十三号」に、「行なわれる事業」を「事業を行う者から当該事業」に、「支払う」を「支払を受ける」に改める。

第二百八十七条中「第百六十一条第十号」を「第百六十一条第一項第十四号」に改める。

第二百八十八条中「第百六十一条第十二号」を「第百六十一条第一項第十六号」に改める。

第三編第二章第一節を削り、同編第一章中第二百八十八条の次に次の四条を加える。

（国内に源泉がある所得）

第二百八十九条　法第百六十一条第一項第十七号（国内源泉所得）に規定する政令で定める所得は、次に掲げる所得とする。

一　国内において行う業務又は国内にある資産に関し受ける保険金、補償金又は損害賠償金（これらに類するものを含む。）に係る所得

二　国内にある資産の法人からの贈与により取得する所得

三　国内において発見された埋蔵物又は国内において拾得された遺失物に係る所得

四　国内において行う懸賞募集に基づいて懸賞として受ける金品その他の経済的な利益（旅行その他の役務の提供を内容とするもので、金品との選択ができないものとされているものを除く。）に係る所得

五　前三号に掲げるもののほか、国内においてした行為に伴い取得する一時所得

六　前各号に掲げるもののほか、国内において行う業務又は国内にある資産に関し供与を受ける経済的な利益に係る所得